

【クラブ活動規定】

生徒会 クラブ担当

☆ 顧問は教育活動の一環としての認識に立ち、生徒の全人格的発達を保障するよう努める。

☆ クラブ活動が生徒にとって過度の負担とならないように留意する

☆ クラブ員の入退部については、学年の教員と連絡を密にし、教育的配慮を怠らないこと

- ① 顧問が校内不在の時は、原則として活動は認めない。ただし、平日の一般活動時間(延長をのぞく)については他の顧問に頼んでの活動は認める(特例との認識に立つ)
- ② 早朝・延長および休日・長期休業中の活動は、必ず顧問が付き添うこと。
- ③ クラブ活動で使用した施設・用具類は顧問の責任のもと生徒に使用させる。
- ④ 本校が試合会場になる場合、事前に相手校に連絡するなどの方法で知らせ、来校する他校生には本校の規則を守らせること
 - 体育館シューズ、上履き、下履きの使用区分
 - 飲食物の持ち込み制限
 - ゴミはできるだけ持ち帰らせる
- ⑤ 遠征等の交通手段は、電車・バスを利用する。自転車については、次の場所において使用しても構わない。
【ほそごう学園以外の市内の中学校・箕面1中、2中、3中、5中・豊中2中、11中、13中、14中、18中・川西南中・荒牧中・長尾中・スポーツセンター・五月山体育館】自転車を使用する際はマナーを守り、くれぐれも事故が起きないように顧問のほうで細心の注意を払うこと
- ⑥ クラブ下校時間
完全下校時間：17:00 延長の場合：17:30
- ⑦ 休日・長期休業中の延長活動は認めない。クラブ最終下校は平日のクラブ下校と同様
- ⑧ 延長活動は公式戦・公式大会の2週間前から認める。職員室前ホワイトボードに必ず記入すること。
- ⑨ 早朝練習は7:50～8:20とし、登校は早過ぎないように(7:40以降)に注意する
- ⑩ 活動日は水曜日をノークラブデーとし、土日のどちらかは休養日を設ける。ただし、日曜日に試合がある場合など土日の活動を行ったときは、平日に1日ノークラブデー以外で休みを設ける。
- ⑪ 活動時間は市のガイドラインに準ずる(平日2時間程度、休日3時間程度)
- ⑫ 年間を通じてクラブ活動ができない日
 - 定期考査1週間前と試験中(試験最終日はのぞく)
 - 教職員全員が対象の校外での研修の日(市教研など)
 - 宿泊行事を伴う学校行事の前日と当日と翌日
 - 体育祭、文化祭の前日と当日、卒業式の前日
 - その他、全体による研究授業などの日
- ⑬ 中庭・ピロティで活動を行う際は周りの生徒に配慮した形で行う。
- ⑭ その他
 - お金の徴収(活動費やユニフォーム代等)・特別活動(試験1週間前や延長・早朝)を行う場合、管理職の承認を得て、保護者にプリントを配布する等で確実に伝わるようにする。

⑩クラブ運営について

- 顧問について

各クラブ2名以上の顧問で活動を行う。

- 部員の募集について

新入生においては4月のクラブ紹介後、仮入部期間を設ける。その後、本入部の日を設定し入部届をもって入部とする。2・3年生においては4月に再度入部届を提出して、在籍継続とする。

- クラブの廃止について

運動部においては、新入部員の入部人数が確定した時点で、部員数が公式試合の競技人数の規定に満たない場合は、次年度の募集を停止し廃部とする。ただし、現部員の引退までは活動を保証する。また、特に専門性（審判等）が必要なクラブの顧問が転勤等で、そのクラブの存続が難しいと判断した場合は、4月の職員会意義で部員の募集を検討する。

文化部においては、活動するのに必要な部員数を確保できなければ、運動部と同様に募集を停止し廃部とする。